日本共産党 府中町議　二見伸吾　議会報告

2024.1

臨時号

二三四五 通信

田中伸武議員のパワハラは許されない

府中町議会は、今月９日（火曜日）に第１回政治倫理審査会を開きました。
以下は、第１回審査会での私の発言の大要です。

TSS テレビ新広島のニュースから

●田中伸武議員が政治倫理条例第３条１号ならびに同条４号に違反している疑いがあり、審査請求致しました。

「令和２年の府中町議会議員選挙当選以降、自らの主張に不都合な法や会議規則、規定等を遵守しないよう議会事務局職員に要求し、それが受け入れられないと強要又はパワー・ハラスメントを行った疑い」です。

田中議員の一連の行為は、厚労省雇用環境・均等局によるハラスメント定義の１～３の要素をすべて満たし、パワーハラスメントに該当します。

1. 優越的な関係に基づいて行われること
2. 業務の適正な範囲を超えて行われること
3. 身体的もしくは精神的な苦痛を与えること、または就業環境を害すること

の３点です。

同じく、厚労省による「職場のパワーハラスメントに当たりうる６類型」に照らせば、そのうちの２つ、「精神的な攻撃」「過大な要求」に該当します。詳細は「別紙２」に譲りますが、事例の一部を紹介します。

1. 精神的な攻撃

まず､「精神的な攻撃」です。厚労省「パワーハラスメント防止のための指針（「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」、以下「指針」と略記）には、「人格を否定するような言動」「相手の能力を否定し、罵倒する」、「業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責」、「威圧的な叱責を繰り返し行うこと」などが例示されています。

大声を出し、怒鳴る、長時間同じことを繰り返し主張して事務局に居座る、といったことがこれまで行われてきました。これらの行為はハラスメントであることはもちろん、不当要求にも該当します。

不当要求とは、「不当な手段により、町及び町の職員に対し違法又は不適正な行為を要求すること」であり、「社会的常識を逸脱した手段により、町の適正な業務の遂行に著しい支障又は職員の対応が困難となる状況を生じさせること」であります（「府中町不当要求行為等対策要綱」）。

つぎに「人格を否定するような言動」「相手の能力を否定し、罵倒する」に該当する発言が、

「お前はなにをしていたのか」（令和２年 10 月 13 日）、「そんな簡単なことが何でできないのか」（同年 12 月 10 日）、「あんたは関係ない、話に入るな」（令和３年１月７日）、「日本語で書いてるものがなんで分からんのか」（同年３月 25 日）、「事務局、失格じゃあ」（同年６月 21 日）、「あんたの頭脳構造を疑う」（令和４年１月５日）「あんたは異常じゃ」（同年９月８日）

などです。

2. 過大な要求

２番目に「過大な要求」です。指針では「業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害」と説明されています。

これに該当する事例を挙げますと、

議長立候補制が「いきなりでできるはずだから導入しろ」（令和２年９月 28 日）、「できないのなら法的根拠をしめせ」「できないというな、やる方法を探せと興奮した様子で大きな声を出す」（同年９月 29 日）。

「初議会は臨時議会であり、地方自治法第 102 条の規定により、町長が告示した議案以外を付議することは違法状態になると説明するが、納得せず３時間押し問答（10 月７日）。

「事務局としては法令等を勘案して議員の意向どおりにならないこともあり、『できません』と回答することがあることを了解しておいてほしいと依頼するが拒否」（11 月 10 日）。

「議会運営委員会の開催通知に記載された付議事件について、これはどういう内容かとのことなので概略を説明し、これ以上

は後日資料送付するといっても教えろと言ってきかない」（令和３年１月７日）。

これ以上は省略しますが、法律や条例、申し合わせなど議会のルールを遵守して議会運営を進めようとする議会事務局に対して言いがかりをつけ、「業務上明らかに不要なことや遂行不可能なこと」を強制し、仕事を妨害しています。

田中議員は、「人格を否定するような」言葉を使い、「相手の能力を否定し、罵倒」することや、「業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責」、「威圧的な叱責を繰り返し行うこと」によって、過大、不当な要求を事務局に受け入れさせようとしてきました。

これらは議会事務局内で行われ、パワーハラスメントの直接の対象となっている職員はもちろん、その状況を見せつけられている職員の就労環境を害し、「業務の遂行に著しい支障」を及ぼしていることは間違いありません。

3. 府中町議会議員の全議員に対する無礼や侮辱

田中議員の発言のなかには府中町議会の全議員に対する無礼や侮辱もあります。

「議会に日本語のわかる議員がいるとは思えん」（初当選議員研修会）、
「委員長は副委員長と事務局の操り人形だ」（議会運営委員会）、「委員長！委員長！どんだけ大声を出しや聞こえるんか！」「わりゃ梶川ええ加減にせい！と思いますよ」など、「精神的な攻撃」「人格を否定するような言動」は、ハラスメントであるとともに、地方自治法第 132 条が禁じている「無礼の言葉」にも該当します。

「（田中議員の）事務所（が）近いんじゃけ（梶川議員の）家に行くよ」(令和３年 12 月 15 日）に至っては脅迫、脅しと受け取れる発言です。

また、「地方自治法も会議規則も、罰則がないものは守らなくていい」「正義のためなら法律なんか少々破ってもええ」などという主張は、議会人としてはもちろん、社会人として許されないものです。

4. 審査請求に至った経緯

これまで私たち議員は、議会事務局をなるべく職員だけにしないように事務局を訪れ、田中議員が不当要求やハラスメントを行っている状況に遭遇すれば、その都度注意してきました。また、議会倫理条例の禁止事項に不当要求やハラスメントを加え、注意喚起してきました。

しかし、田中議員の問題行動は依然として続いています。

これ以上、議会事務局職員が不当な環境にさらされ続け、健康を害することを黙視するわけにはいきません。

以上が、今回、審査請求した理由と経緯です。なお、今回、９人の議員で審査請求しましたが、「自分も請求議員になりたかった」という申し出が他の議員からもあった

ことを申し添えます。

また、驚くべきことに、私たちが議長に審査請求をした当日（12 月 25 日）にも田中議員が議会事務局に来て、長時間居座って圧力をかけたことも紹介しておきたいと思います。そのとき、私は事務局から連絡を受けて事務局にかけつけました。事務局にある電話で、マスコミの記者に対して自分がいかに正当なのかを長々と説明する。それ自体が威圧する行為です。また、職員の勤務時間は 5 時 15 分までですが、それを過ぎても帰ろうとしない。帰るように促すと「あんたも一緒に帰ろうや。事務局員残らす気か。パワハラするんか」「二見さん、大きな体で、窓際にドシッとなってね、威圧的に（事務局員の）2 人ににらみを利かせて」と白を黒という。驚くべき行為です。

政治倫理条例は第 2 条において「議員は、町民から厳粛な信託を受けた町民全体の代表者であることを自覚し、自らの行動を厳しく律し、政治倫理及び人格の向上に努めなければならない」と述べています。

この第 2 条の精神にたった審査をお願いするものであります。

無反省

田中議員は、「不当な要求をしたわけじゃなくて正当な議論」「議会改革を巡る論議などを強要とこじつけ、発言の一部を切り取っている。パワハラ行為には当たらない」などと開き直っています。

「発言の一部を切り取っている」「正当な論議」とは言うものの、私がこの通信で紹介した発言がなかったとは言わない、否定できないわけです。パワハラをやったと告白しているに等しい。

自分の言い分が通らないと 2 時間も 3 時間も議会事務局に居座っていて、職員の就業環境を害していないと言うんでしょうか。

ホームテレビのインタビューでは、「声を荒げたいけど、さっきの二見議員にはだいぶ負けとると思いますよ」とあたかも私が声を荒げたり、パワハラをしているかのような発言をしています。自分の行為を平然と他人になすりつける。驚くべき無反省ぶりです。

府中町議会議員　二見伸吾（ふたみしんご）
７３５－０００５　広島県安芸郡府中町宮の町 2-2-27-102
携帯電話　080-6750-5432
公式ホームページ　futamishingo.com
Ｅメール　shingo23futami@outlook.jp

この記事の詳細はここ